

指定訪問介護サービス重要事項説明書<<介護報酬改定>>

令和3年4月1日以降の介護報酬の改定について、改正内容は次のとおりです

<<変更前>> 令和3年3月31日まで

| 区分 | 提供時間 | 単位数/回 |
|------|---------------|--------|
| 身体介護 | 20分未満 | 166単位 |
| | 20分以上30分未満 | 249単位 |
| | 30分以上1時間未満 | 395単位 |
| | 1時間以上1時間30分未満 | 577単位 |
| | 以降30分を増すごとに | 83単位追加 |
| 生活援助 | 20分以上45分未満 | 182単位 |
| | 45分以上 | 224単位 |

<<新料金>> 令和3年4月1日から

| 区分 | 提供時間 | 単位数/回 |
|------|---------------|--------|
| 身体介護 | 20分未満 | 167単位 |
| | 20分以上30分未満 | 250単位 |
| | 30分以上1時間未満 | 396単位 |
| | 1時間以上1時間30分未満 | 579単位 |
| | 以降30分を増すごとに | 84単位追加 |
| | 生活援助加算※ | 67単位 |
| 生活援助 | 20分以上45分未満 | 183単位 |
| | 45分以上 | 225単位 |

○ 介護保険の給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に記載された各利用者の負担割合に応じた額となります

○ 実際の負担金額は、ひと月の合計単位数に、同一敷地内減算（10%）・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（13.7%）及び・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（4.2%）・地域区分単価（1単位あたり10.21円）を乗じた料金となります。

※引き続き生活援助を行った場合の加算（20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度）

事業者 一般社団法人 我人村
訪問介護ステーション健水

管理者 川島 恭二

印